

(様式1)

## 板橋区基本構想審議会傍聴申込書

令和 年 月 日

板橋区基本構想審議会傍聴規程第3条の規定に基づき、板橋区基本構想審議会の傍聴を申し込みます。なお、傍聴に際しましては、同傍聴規程を遵守します。

(\*印を記入してください)

傍聴希望者

\*氏 名 \_\_\_\_\_

\*住 所 \_\_\_\_\_

\*電話番号 \_\_\_\_\_

整理番号 \_\_\_\_\_

----- き り と り 線 -----

(様式2)

整理番号 \_\_\_\_\_

## 傍 聴 券

令和 年 月 日

\*傍聴者氏名 \_\_\_\_\_様

板橋区基本構想審議会傍聴規程第3条の規定に基づき、第\_\_\_\_回板橋区基本構想審議会の傍聴券を交付します。

板橋区基本構想審議会

### ※ 注意事項

- ・ 審議会の会議開始前までに、傍聴席に着席してください。
- ・ 傍聴券の提示がない場合、審議会の傍聴はできません。
- ・ 裏面の【注意事項】(板橋区基本構想審議会傍聴規程(抜粋))を遵守してください。

## 板橋区基本構想審議会傍聴規程（抜粋）

（傍聴者の遵守事項）

第5条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- （1） 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。
- （2） ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。
- （3） 酒気を帯びていないこと。
- （4） 会議中にみだりに席を離れないこと。
- （5） 発言し、又は拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- （6） 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
- （7） 飲食及び喫煙をしないこと。
- （8） 携帯電話、スマートフォン、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- （9） 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- （10） その他審議会の支障となる行為をしてはならない。

2 傍聴者は、審議会会場においては、会長及び審議会の庶務を担当する政策企画課の職員の指示に従うものとする。

（入室の拒否及び退出の命令等）

第6条 会長は、次の各号の一に該当すると認める者については、傍聴の拒否又は許可を取り消すことができる。

- （1） 傍聴券を携帯していない者。
- （2） 異様の扮装をなした者。
- （3） 前条に違反する行為を行った者。

（傍聴者の退室）

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- （1） この規程に違反し、会長に傍聴の許可を取り消されたとき。
- （2） 会長が審議会を非公開と決定したとき。

2 前項第1号の規定により退室を命じられた者は、当日再び審議会会場に入ることはできない。